

パワハラ防止法対策セミナー

2022年4月に施行された、いわゆるパワハラ防止法においては、パワハラ防止のための対策等につき中小企業（従業員を雇用する個人事業主含む）も義務を負うこととなりました。

しかし、施行後も十分な対策等をしている中小企業は少なく、多くの中小企業はその法改正すらも知らないのが現状です。

そこで本セミナーでは、パワハラに関する基本的知識の解説とともに、いわゆるパワハラ防止法の内容と求められる対策について説明し、理解を深めていただきます。

【日 時】 令和4年8月8日(月) 午後1時30分から3時30分

【場 所】 東海市立商工センター 3階 中会議室

【定 員】 30人（定員になり次第締め切ります）

【参加費】 無料

【講 師】 いろは法律事務所 弁護士 林佳宏 氏

【申込み】 令和4年7月1日(金)から

商工センター ☎0562-33-7772へ

※ 最終締め切りは8月1日(月)午後5時です